

貧困のない社会を実現しよう
～貸金業法等改正後10年目の課題～
集会宣言

改正貸金業法等の成立後、今年で10年目を迎えた。私たちは、2006年12月の法改正と、2010年6月の改正法完全施行を勝ち取り、グレーゾーン金利は撤廃され、貸出額の総量規制が導入された。その結果、この10年間で多重債務被害の発生は劇的に減少している。このことは、私たちが被害者や被害者の会とともに声を上げ、サラ金からの借主が「サラ金三悪」の被害者であることを世論に訴え続け、多重債務問題が社会問題として認知され、法改正を達成したことの成果である。

しかし、法改正により「サラ金三悪」による被害状況が改善したとはいえ、法改正から10年目を迎えた今も、高金利被害、過剰与信被害はなくなっていない。

多くの市民が貸付けに頼らざるを得ない状況の背景には、貧困問題がある。本集会での藤田孝典氏及び井手英策氏による講演において、貧困問題は全世代に広がる問題であることや、我が国の格差の広がりや改めて浮き彫りになり、社会保障に関するわが国の財政政策の問題点等が明らかにされた。

現在、我が国の国民の6人に1人が貧困状態に陥っていると言われている。「一億総中流」などと言われたのは過去のことであり、貧富の格差は拡大し、日本全体が下流化しつつある。

それにもかかわらず、年金の切下げや生活扶助基準の引下げなどにより、低所得者、生活困窮者の状況は悪化している。

今後、高齢化社会の進行に伴い、この状況はさらに厳しくなっていくことが予測される。現役世代も、不安定な雇用情勢と不公平な税制の下で十分な貯えを持たないまま老後を迎えざるを得なくなる恐れがあり、不十分な社会保障体制の下では、老後破産予備軍となる可能性がある。

このような状況で、間違っても、低所得者に対する高金利による貸付規制を緩和することによって生活困窮状態の改善を目指すなどという方策が許されてはならない。

誰もが安心して暮らせる貧困のない社会の実現は、国家の責務であるとともに、私たち市民にとっての共通の目標である。私たちは貧困のない社会の実現を目指し、10年前に貸金業法等改正を勝ち取った経験と、長年にわたって培ってきた市民・団体との連携を生かし、再び大きな社会的運動を盛り上げていくことを確認するとともに、以下のとおり宣言する。

- 1 利息制限法の制限金利を引き下げるべきであり、高金利・過剰融資規制の撤廃・緩和は絶対に許容できない。また、一般金融機関による過剰貸付は貸金業法による総量規制の潜脱であり許されるべきではないので、貸金業者以外の一般金融機関に対しても、個人向け貸付に関する一定の量的規制を導入すべきである。
- 2 高齢化、貧困化が進む現状においては、最後のセーフティーネットである生活保護による保障は削減するのではなく、充実させるべきである。高齢加算、生活扶助・住宅扶助基準等の削減は撤回すべきであり、さらなる生活保護基準の引き下げは断じて容認できない。自治体は、生活困窮者に対して迅速・適切な保護を開始できるよう、相談のワンストップ化や法律専門家との連携を強化するなど、支援体制を整備すべきである。
- 3 国の将来を担う子どもが、貧困ゆえに満足な教育を受ける機会を失うことのないよう、子どもの教育に関する保障を充実させるべきである。奨学金は返済を不要とする「給付型」を中心とすべきであり、「返済型」においても有利子奨学金は廃止し、すべて無利子とすべきである。さらに国際的公約となっている大学等の無償化も実現すべきである。
- 4 国及び自治体は、社会的弱者や生活困窮者の孤立を防ぎ、悪質商法による被害等を防止するための地域ネットワークの構築に取り組むべきである。地域ネットワーク構築においては、行政は

地域で活動する被害者の会や適格消費者団体等の市民団体等との連携を強化し、財政援助や情報提供等、必要な支援を行うべきである。

- 5 社会的弱者や生活困窮者の住まいの権利を確保すべきである。「住まい」は人が生活するうえで欠くことのできない基盤であり、これを維持することは国民の基本的な権利を保障する国の責務である。国は、賃借人の住み続ける権利や安心して居住する権利を保障するために、必要な法制度を整備すべきである。
- 6 国は、国の責任においてギャンブル被害者らを支援し、同時に被害発生を抑止のための必要な措置を早急に講じるべきである。また、ギャンブル被害の新たな発生源となるカジノの合法化法案に対して断固反対する。
- 7 国や自治体は、税滞納者の多くが生活困窮者であることを認識し、差押により生活困窮者をさらに追い詰めるのではなく、滞納者に手を差し伸べ、法専門家による債務整理手続への誘導、就労可能なものに対する就労支援、就労不能なものに対しては適切な社会保障を付与するなど、生活支援を行うべきである。
- 8 国は、派遣労働の固定化につながる 2015 年 9 月の労働者派遣法改悪を撤回すべきである。ワーキング・プア問題の解消のため、非正規労働者と正規労働者の差別をなくすとともに、最低賃金を引き上げ、2010 年の閣議決定の通り「全国最低 800 円、全国平均 1000 円」を至急実現すべきである。

2016 年 11 月 6 日

第 36 回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 宮崎 参加者一同